

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和5年4月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2200150号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2300001号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社におけるB共済組合員資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年10月7日から昭和63年9月1日まで

昭和59年頃から平成元年2月まで、A社に勤務していたが、国の記録におけるB共済組合の組合員期間は、昭和63年9月1日から平成元年2月5日までの5か月のみとされていることに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る雇用書及び同社の回答により、請求者は、請求期間のうち昭和60年4月1日以降の期間については、同社に臨時社員(昭和60年4月1日から昭和61年3月31日までは日々雇用社員)として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B共済組合から提出された組合員資格新規取得届、組合員資格異動届等処理済通知書(控)、資格関係DBプリント及び事業主から提出されたB共済組合員台帳により、A社は、請求者のB共済組合の組合員資格取得年月日を昭和63年9月1日とする届出を行ったことが確認でき、当該資格取得年月日は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、請求者と同日の昭和63年9月1日にB共済組合の組合員資格を取得している臨時社員の同僚は、A社に入社した昭和60年当時、臨時社員に社会保険の適用はなく、昭和63年9月から臨時社員もB共済組合に加入する旨の説明があったこと及びB共済組合に加入する前は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、給与から掛金が控除されることはなかった旨回答しているところ、請求者と同日にB共済組合の組合員資格を取得している同僚16名のうち上記の同僚を含む11名は、各々の雇用保険加入記録により同社に勤務していたことが確認できる同年9月前の期間において、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、請求者は請求期間に係る給与明細書、源泉徴収票等を所持しておらず、A社は請求者に係る賃金台帳、源泉徴収簿等を保管していないことから、請求者の請求期間に係るB共済組合掛金の控除について確認することができない。

一方、請求期間のうち昭和 59 年 10 月 7 日から昭和 60 年 3 月 31 日までの期間について、請求者がA社に勤務していたことを確認することができる資料は見当たらない。

このほか、請求者のA社における勤務実態及びB共済組合掛金の控除について確認することができる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がB共済組合員として請求期間に係る掛金をA社により給与から控除されていたと認めることはできない。

)